

公益社団法人
グローバルベースボールリーグ
個人情報保護管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この個人情報保護管理規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人グローバルベースボールリーグ（以下「本リーグ」という）における個人情報の適法かつ適正な取り扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、本リーグにおける個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における各用語の定義は以下による。

(1) 個人情報

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2) 個人データ

法第2条第4項に規定する個人データをいう。

(3) 地域リーグ事務局

各地域リーグが設置した事務局をいう。

各地域リーグの「個人情報」、「個人データ」の管理を行う。

第2章 管理体制

(個人情報保護管理長)

第3条 本リーグは、個人情報の取扱いに関して総括的な責任を有する個人情報保護管理長及び副管理長を配置する。

(1) 個人情報保護管理長、副管理長は、理事会の中から互選して、理事長が任命する。

(2) 個人情報保護副管理長は、管理長を補佐し、これに事故があるとき、または不在の時はその職務を代行する。

(3) 個人情報保護管理長及び副管理長の任期は、理事会の決議によりその任命を解かれるまでとする。

(個人情報保護管理者)

第4条 個人情報保護管理長は、個人情報管理に関する業務を分担させるため、個人情報保護管理者を指名する。

(1) 本リーグの事務局における個人情報保護管理者は、事務局長とする。

(2) 各連盟の個人情報保護管理者は、連盟事務局長とする。

(3) 地域リーグの個人情報保護管理者は、地域リーグ事務局の中で定めた地域リーグの長とする。

2 第1項で任命された個人情報保護管理者は、各地域リーグ事務局から提出された個人情報、個人データを、第6条の利用目的に従って選手登録、名簿等を作成し、善良なる管理者の注意義務をもって管理する。

(個人情報、個人データの管理)

第5条 個人情報保護管理長は、個人情報保護管理者が個人情報、個人データを取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第3章 個人情報、個人データの利用目的等

(利用目的の特定)

第6条 本リーグの個人情報の利用目的については、以下とする。

- (1) 加盟登録時における選手名簿の作成の場合。
- (2) 大会開催時の登録において、必要な選手名簿を作る場合。
- (3) 国内外の大会、遠征で使用する鉄道、航空機等の予約の手続きに使用する場合。
- (4) その他、本リーグが必要とする場合。

2 個人情報は、第2条(3)項に規定する地域リーグ事務局の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

3 利用目的が範囲内か否かが不明な場合は、個人情報保護管理長に判断を求めなければならない。

(個人データの正確性の確保)

第7条 個人情報保護管理者は、本リーグが取り扱う個人データを利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

第4章 個人データ紛失等発生時の対応

(個人データ紛失等発生時の対応)

第8条 個人情報保護管理長は、個人データの紛失や漏洩が発生した場合、速やかに理事会に報告する。

2 理事会は対応方針を決め、個人情報保護管理長に適切な指示を行うものとする。

第5章 その他

(罰則)

第9条 本リーグに所属する者が、個人情報、個人データの漏洩に故意に関わったときは、理事会の決議により処分を行うものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の決議を経て行う。